

## 日常生活用具の給付に係る注意事項（日常生活用具業者向け）

### 1. 日常生活用具の給付について

西東京市では、日常生活用具の給付にあたり、申請ごとに日常生活用具業者に委託をし、当該用具の給付に要した費用について、対象者の自己負担額を除き、日常生活用具業者に支払うこととしております。

### 2. 見積書の作成について

西東京市の日常生活用具の給付に係る見積書を作成される際は、以下の点にご留意の上、作成をお願いいたします。なお、下記の内容は見積書の作成に係る基本的な事項です。下記に該当しない場合やご不明な点がございましたら、担当までご連絡ください。

- ① 宛先は「西東京市長」宛としてください。
- ② どなたの日常生活用具の見積りかが分かるように、対象者の氏名・住所を記載してください（記載する箇所はどこでも構いません）。
- ③ 代表者印を押印してください。
- ④ 原本をご提出ください。
- ⑤ ストマ用装具及び紙おむつの見積書については、複数月分の見積書であっても、1か月ごとの金額（内訳）が分かるように記載してください。
- ⑥ 指定の様式はありませんので、任意の様式で作成していただいて構いません。
- ⑦ 各用具の基準額については、市ホームページに掲載している「西東京市障害者日常生活用具給付事業給付品目一覧」をご確認ください。見積額が基準額を上回った場合、上回った分については全額対象者の自己負担となりますので、必要に応じて対象者とご調整ください。
- ⑧ 不備があった場合、基本的に市から見積作成業者に直接ご連絡いたします。必要な書類が揃わないとその後の手続きを行うことができませんので、ご注意ください。

### 3. 給付決定及び請求までの流れについて

- ① 申請に必要な書類が全て揃い次第、申請内容及び要件等の審査を行い、審査開始から概ね2～3週間程度で給付（不承認）決定を行います。ただし、申請書類の不備等があり、確認や訂正等の対応が必要な場合は、その分決定まで期間を要します。
- ② 給付が決定した場合、対象者に「日常生活用具給付券」を送付します。また、日常生活用具業者（見積書の提出のあった業者）に「日常生活用具給付委託通知書」をお送りします。
- ③ 対象となる用具の納品時に対象者から日常生活用具給付券を受け取ってください。なお、日常生活用具給付券には、給付物件受領者の記入・押印が必要となりますので、必ず記入・押印されているものを受け取ってください（記入・押印漏れがある場合は、お支払いができません）。
- ④ ③で受け取った日常生活用具給付券の納入業者、納入年月日、利用者より受領した額、受領年月日の欄に記入・押印の上、当該給付券に係る請求書と一緒に下記提出先にご提出ください。支払い日については、原則として、毎月第2・4木曜日を請求の締日とし、締日まで（締日が

休日の場合は直前の開庁日まで)に市に不備なく必要書類が届いている請求について、当該締日から2週間程度を目途に支払います。なお、ストマ用装具及び紙おむつについては、1年を上半期と下半期に分けて、最大で6か月分(9月分までと3月分まで)をまとめて決定し、給付券は2か月ごとに最大で3枚を発行します。各給付券分の請求については、当該給付券に記載された2月日(1月分のみ場合はその月)以降に請求が可能となりますのでご注意ください。(例6・7月分の給付券の場合は7月以降に請求が可能となります。)

#### 4. 請求書の作成について

請求書を作成される際は、以下の点にご留意の上、作成をお願いいたします。

- ① 宛先は「西東京市長」宛としてください。
- ② どなたの日常生活用具の見積りかが分かるように、対象者(本人)の氏名・住所を記載してください(記載する箇所はどこでも構いません。)
- ③ 代表者印を押印してください(社印のみでは不可です。)
- ④ ストマ用装具の請求の場合は、必ず納品書の写しを添付してください。

#### 5. 書類の提出について

申請に必要な書類(見積書、カタログのコピー等)については、対象者(申請者)から市にご提出いただくことが原則となりますが、必要に応じて日常生活用具業者から市に直接ご提出いただいても構いません。ただし、その場合は内容や提出状況等について、必ず対象者(申請者)と調整・共有していただきますようお願いいたします。

#### 6. ストマ用装具及び紙おむつの再決定(金額変更)について

ストマ用装具及び紙おむつについては、実際に納品した金額と給付決定された金額に差異が生じた場合(死亡の場合含む)は、再決定(金額変更)を行う必要があります。金額変更が生じた場合は、下記担当連絡先にご連絡の上、**実際に納品した金額で作成した当初決定期間分の見積書(1か月ごとの納品金額がわかるもの)**を下記提出先にご提出ください。また、上記見積書と一緒に、**金額変更が生じる月の日常生活用具給付券**を対象者から受け取っていただき、下記提出先にご提出ください。

再決定の手続きが完了次第、再決定した金額で対象者に「日常生活用具給付券」、日常生活用具業者に「日常生活用具給付委託通知書」をお送りしますので、お送りした給付券を使用して収受、請求等を行ってください。

なお、再決定を行うのは、金額変更があった月分のみです。対象者には、再決定(金額変更)があった月分の日常生活用具給付券のみ送付しますので、金額変更がなかった月分の日常生活用具給付券については、当初決定時の給付券をそのまま使用してください。

##### ■担当連絡先・提出先

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号

西東京市役所健康福祉部障害福祉課障害者支援係日常生活用具担当

電話：042-420-2804(直通) FAX：042-466-9666